



10月3日提出
申5号

異常対応における安全安定輸 送確立を求める申し入れ提出！

昨冬期に発生した事象について東日本ユニオン申13号・申14号・申15号において新潟支社と交渉を行ってきました。安全安定輸送確立には規定遵守の上に、異常時においては社員間の意思疎通ができる状態を準備し、訓練を重ねる必要があります。しかし、団体交渉終了以降も支社と現場の間で運転取り扱いの認識に乖離が発生しています。

新潟地本は申5号を提出しました。



■ 申5号 申し入れ項目 ■

【申第13号関係】

1. 矢引・新矢引トンネルに対する窓ガラス破損対策を速度規制により施工する場合は徐行信号機によること。

【申第14号関係】

1. ワンマンミラーを含むワンマン運転に必要な地上設備の新設・移設・撤去を含む変更は全ての関係箇所へ通知すること。
2. 現場と連携し、全てのワンマンミラーの視認性向上に取り組むこと。

【申第15号関係】

1. ワンマン装置不具合等によるワンマン運転の可否判断は、マニュアルや対応フローにより輸送指令・乗務員双方で確認できる体制を構築すること。
2. ワンマン運転に必要な機能が喪失した場合はツーマン運転とすること。

安心して働ける労働環境実現のために団体交渉で 確認した事項について勝手な解釈は認められない！